

令和2年度第2回三郷市景観審議会

- 1 開催日時：令和3年3月24日（水）9時50分～11時20分
- 2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室
- 3 出席者 9名（委員総数10名）
（委員）
野中会長、 田邊副会長（リモートでの出席）、 齊藤委員、 横内委員、
松井委員、 岡庭委員、 澁谷委員、 福脇委員（欠席）、
橋本委員、 小高委員
（事務局）
松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）
矢野まちづくり推進部副部長（以下、まちづくり推進部副部長）
城津まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長（以下、まちづくり推進部参事）
都市デザイン課：浦川課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）
柳専門員（以下、都市デザイン課専門員）、
野副主任（以下、都市デザイン課主任）
- 4 議題
 - (1) 意見聴取事項
 - ① 三郷市屋外広告物条例の一部改正について
 - (2) 報告事項
 - ① 景観計画に基づく届出の状況について
- 5 議事内容
 - (1) 開 会
 - （都市デザイン課長補佐）
[開会]
 - (2) 会長挨拶
 - （野中会長）
[会長挨拶]
 - （都市デザイン課長補佐）
[資料確認、本日の流れについて説明]

[議長に野中会長を指名し、議事を進行]

● (野中会長)

[委員の出席状況を求める]

● (都市デザイン課専門員)

[委員10名中9名が出席していることを報告]

● (野中会長)

[会議録の署名委員について、岡庭委員と澁谷委員を指名]

[傍聴者の有無について報告を求める。]

● (都市デザイン課専門員)

[傍聴者が2名いることを報告] (別室とリモート接続中継で繋ぐ。)

(3) 議題

● (野中会長)

それでは次第の4(2)意見聴取事項①「三郷市屋外広告物条例の一部改正について」事務局からご説明いただきたいと思います。

● (都市デザイン課専門員)

[意見聴取事項①について、資料に基づき説明する。]

● (野中会長)

ただいまの事務局の説明に関しまして、議案としては1つですけれども内容的には2つに分かれておりますので、それぞれのご意見をいただき、また全体でもご意見をいただければと思います。

それでは2-Aにあたります屋外広告物の安全管理の強化について、詳細な説明がありましたが、これについて委員の皆様の方からご意見、ご質問などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

● (松井委員)

お聞きしたいんですが、議案書の6ページに、点検有資格者とありまして、有資格者が屋外広告士、電気工事士まである訳ですが、電気工事士ができるのかな。と、ち

よっと疑問があります。それから建築士の場合は、一級、二級、木造とありますが全部OKなのか。電気工事士も一級、二級とありますが、両方可能なのか、一級建築士と、2番目の都道府県主催の屋外広告講習会修了者と書いてある訳なんですけど、講習を受けた、受けただけで有資格者ができるのかなってね。その辺の実力ですか。そういうことが不明確なので、本当に安全を考えた場合は、きちっとした国家資格を持った人がやらないと、講習ぐらいではどうなのかな、と思うんですが、いかがでしょうか。

これは1点と、それから、説明書の3ページ・4ページに、屋外広告物点検報告書とある訳なんですけど、これは看板を設置して、毎年報告書を出すのか、何でも出すのか、その辺どこかに書いてあるかもしれませんけどちょっと教えていただければ。

ということで、この2点をお願いします。

●（野中会長）

ありがとうございます。

それではまず1点目の資格、有資格者ですね。それについて、事務局の方から、ご説明いただけますでしょうか。

●（まちづくり推進部参事）

はい、ご質問ありがとうございます。

2点ございましたが、まず、1点目のその資格の関係ですね。

基本は、埼玉県と水準を合わせていこうという風に考えておまして、ベースはそちらに倣った考えとしています。

建築士の一級、二級、木造というご質問ですが、県からまだ詳細を示されてない状況なため、分かりました段階で皆様へご案内できればと考えております。電気につきましても同じ状況でございます。

あと、講習受講者の話がありましたが、県が条例の制定当初から、この講習を受けた方は有資格者ということで、これまでも、運用してきております。国家資格との比較の話がございましたが、屋外広告物関係事務の運用の中では、これは資格ということで運用されております。資格については以上です。

2点目の点検の報告書になりますが、許可の必要な物件については、現状の許可期間が3年になりますので、3年毎の提出となります。許可の必要が無いものについては、期間、頻度などを定めていないので、許可が必要な物件をベースに、運用していくべきものと考えています。

●（野中会長）

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

補足をしていただきたいんですが、例えば都道府県主催の屋外広告物講習会の中に、例えばこの点検表にある4ページ例えばこういうところの仕様について異常があるかないかということの判断というか、それも、おそらくは講習の中に入っていて判断ができるようなことが修了要件というか、そういう講習を受けたということで認められるものなのかなと思うんですが。そのあたり、いかがでしょうか。

●（まちづくり推進部参事）

今、補足ということでしたが、その講習の内容等は申し訳ありません、把握しておりません。埼玉県における資格の評価や講習の内容などについて、もう少し詳細を把握して、追ってご説明等させていただきたいと思います。

●（野中会長）

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

●（野中会長）

小高委員お願いいたします。

●（小高委員）

これ、条例の許可物件と不許可物件の数があって、そのうちのこの今、4ページ目の屋外広告物点検報告書っていうのは許可物件だけが3年に1回出せばいいってことですか。

例えば許可不要の物件のC・Dの場合ですね。

努力義務化となっていて、どのくらい、義務化になった場合は、何を出すんですか。

これと同じものを出すってことになるんですか。同じように。

●（野中会長）

事務局お願いいたします。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

お手元のこの説明書の図柄（1ページ）をご覧いただければと思いますが、ご質問の許可不要のC・Dについてどのような手続きがあるのかということだったと思いますが、C・Dにつきましては、特段、私どもの方で報告等を受ける流れはございません。

点検そのものは、この表でいいますと下の方にはり札、はり紙、とある訳なのですが、これより上の部分、A・B・C・Dについては、点検そのものについて、全て義務付けされるのですが、黄色（説明書1ページ）については、有資格者による点検は努力義務になっておりますが、点検そのものはやっていただくようになります。

許可が、不要なものについては、これまでも書類のやりとりはございませんでした。

今後も書類のやりとりはありませんが、条例上は有資格者による点検を「できればやってください」ということになります。

もう少し申し上げますと、それだとやっている意味がないんじゃないかということもありますが、例えば広告物の状態が悪いものがあつたときに、私たちは物件を調査して、ヒアリングをかけるときに所有者等に「点検してますか」と言える状態になると思うんです。点検の義務化をしますので、許可不要のものについても、そういった形で把握、調査をしていきたいと考えているところです。

●（野中会長）

お願いします。

●（小高委員）

そうするとですね、例えば点検をしていなくても「やってますよ」ということが可能になり、今この条例ってものが、なんか物が落ちたり、広告が落ちてきたりという安全上の問題があると思うんですけど、ただ市の方がですね、「行ってやってますか」と聞くための条文だったら意味ないですよ。

そうであれば、届出でも報告書でもいいんですけど、点検者が有資格者じゃなくても、管理者がそうして当然、「点検しましたよ」というのを、年に何回か出させるしかないと思うんですよ。

何もしなかったら逆に、ただ市の方が行って言うだけじゃ、自主的にやらないんじゃないかなと、今と一緒にすよね。

改めて条文化する必要がないんですよ。

本当に安全を確認するには、有資格者はこういう範囲でやって、その他のものに対しては、管理者あるいは報告者のそういう人たちが、検査をした報告書を届ける形をとる。書類を出さないと意味がないと思うんですけど。もし何かあつたときに「誰が責任とるの」「誰が見たの」となってしまうと、市の方は「言って来ましたよ」、相手の方は「OKでしたよ」ということだけだと、明確化しないじゃないですか。

条例を作るとか、入れ込むこと自体が何か、もう無意味になってしまうと思います。

●（野中会長）

お願いいたします。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

全て私どもが審査をして把握をするという考え方もあるかと思えます。ご指摘はその通りだと思います。

条例に位置づけることによって、しっかり所有者さんに自覚をしていただいて、自主的な管理を促す側面もあると思っております。

また全ての広告物について、私どもが届出を受け、それを処理していくというのも現実的には難しいところはあるかと思えます。

そういったところを総合的に考えまして、全てを届出させるということは考えておりません。

●（野中会長）

今の委員からのご指摘だと、例えばさいたま市とか越谷市とかのように全てに義務化した方が安全性の担保あるいは安心安全ですね。そういった事にも繋がるのではないかというご意見かと思えますし、一方で、実効性の担保ということで実際に届出の義務がない自家用広告物の所有者達にとっては、いきなりそこだけ負担が多くなっていくということで、どこまでやれるのかということでのバランスが、その実効性の担保ということも少し曖昧的ですね、規定の中での判断だと思います。今回、ここで決定ということでありませので委員の方々から忌憚のない色々なご意見をいただいてですね、そのあと事務局の方で、案を練っていただくという段取りになりますので、他の委員の方々からもご意見ありましたら、お願いいたしたいと思えます。

●（野中会長）

橋本委員お願いいたします。

●（橋本委員）

説明書の1ページに書かれている4mを超えるものを、点検義務化と書かれていますが、4m以下のものは、それほど心配ないのかと読み取れてしまうんですが、普通に考えてみるとやっぱり、歩行者とかの頭上にですね、やっぱりそれなりに大きなものが、ついてるような状態っていうのは怖いなど。普通に考えてしまうものだと思うんですね。そういうものも点検することの必要な対象範囲に含めていった方がいいのでは。と思ってしまうんです。

この高さっていうのを、1つの条件にしてるんですが、道路からの距離とかって

うのも、危険とかを判断する上でも要素になりえるのではないかと私は思います。

つまりですね、4 m以下の広告看板が、道路近くで歩行者の頭上の上に付いたら、危険な状態だと思われまして、4 mを超えるものが道路からだいぶ離れたところにあるというのは、それほど、危険性は感じづらいと思います。

何かそういった国が規定している条件に含まれないものも点検チェックの対象に含まれているような方が良いのではないかと、そう思いました。

それとですね、説明書ですね、4 ページに書かれてる点検報告書なんですけれども、あるかないかしかが書かれていなくてですね、程度みたいなのも記載できるようなフォーマットになっていた方が良いのではないかと、確認できません又は分からないというのもあった方が、この資料自体を見る市の職員さんにとっても良いのではないかと思いました。

それとですね、木造住宅では耐震改修のためのいろいろな情報なり、設計プロセスや補強方法みたいなものとかが、蓄積されてるんですよ。

それに比べると広告看板に関するそういったものっていうのが不足しているっていうのかな。幸い、そういう木造住宅の耐震改修に関する制度とか講習会だとか、改修方法だろうとかがあるので、そういうのを参考にしてみればそれを広告物のものに置き換えたもので発想してみると、今後、何か議論が生まれるのではないかと私は思いました。

それと、私、以前ですね、居抜き飲食店の改修工事やったことがありまして1階で小さなお店だったんですけど、古い雑居ビルでお店の上部に張り出しの庇がついてその上部に照明広告がありました。

改修工事を依頼したお店の人は、その表面に付いてるアルミパネルに新しくシートを貼り替えるところまでを行なった訳です。

ただ古い雑居ビルだったのでその広告、看板自体、強度に関しては一応看板屋さんが見てくれたんですが、それ大丈夫だろうと言う判断をされた。

ただその古い広告看板の現状を把握する機会を得たのは、その広告看板の設置業者さんだけで、その機会は建物の所有者さんっていうのは、それを状況で立ち会っていない訳です。

例えば広告看板に関する色々な管理義務を負うことになるだろう人たちが、リストアップされているんですが、そういう方たちが定期的にですね、何かの機会に今実際どうなってるのかを見る機会がどこかにあると、いいんじゃないかと私は思うんですよ。

やっぱり人間というのは本業とかそれ以外のこととか、やる時間が必要ないので、いわゆる建物の広告看板のプランっていうのは、頭にないと思うんですね。

何かの機会に実際どうなってんだろうと見てみて、意外と錆が進んでるね。

実際自分の目を見て、なんかちょっと直した方が良くかなと思うと思うんです。

所有者の人たちも、何かそういったものを見る機会も必要なんじゃないかと思うんです。

話がずれてしまうんですけど、飲食店向きの居抜き物件で、保健所の検査というのは、自分たちがやらなくちゃいけない、必要な事項だというのは頭にあるのですが、広告看板に関しては、そういう意識は無いと思うんです。

お店を新しくやろうという人たちにも、保健所の検査とか消防の検査の中にも一つ、広告のチェックみたいなのも、必要なんだよ。そういう意識を啓発するような情報発信があると良いのでは私は思いました。

そうすると、お店の人も広告がどうなってるかな。

ちょっと確認するという意識が出て、広告看板取付業者さんにどうなっているのと聞くと思うんですよ。

一般の人が広告看板の腐食状況なんて見たって、どうなのかなと思うはずなんですよ。

そこに広告看板を一度取り付けている業者が見て、大丈夫だと思いますよとか、結構、錆が進んでますね。と言うと、ちょっと心配になるんですよ。

借り手の人はそうだとすると、所有者の人に広告業者さんがちょっと結構危ないって言ってたよって言うんですよ。

そうすると、所有者の人は買い手の人が色々言うから、お金を出して、直す気になるんですよ。

広告看板だと、借りる人だけの間でやっても、お金を出して直すという方法には、行きづらいと思うんですよ。どうしても、お金を出すは所有者だから、その現場に所有者さん達も、参加できるようなそういう機会が生まれないと広告看板を新しく改修するという流れが生まれにくいと思います。

● (野中会長)

よろしいでしょうか。

話が多岐にわたりましたが、事務局の方からお願いします。

● (まちづくり推進部参事)

4点だったと思います。

まず、質問の順番どおりの回答では無いんですが、よろしいでしょうか。

最後の居抜きの物件なんですけども、例えば新築だとか、そういう大規模な改造だとかだと、建築関係の手続きが出ると思うのですけれども、そういったものが無いことが一つの原因なのかなと思います。

また関連がございまして、今回、概要版ということで、骨子というのをつけているのですが、これをご覧いただきたいと思います。

A 4に折ってある用紙で右の一番下に用語の解説ということで、所有者はこんな形だとか、管理者、所有者、占有者、などいろいろ記載しておりますけれども、橋本委員のおっしゃっていた方がそれぞれいらっしゃいますけれども、それぞれ自覚が足りないとか、意識がそこまで回らないとかということなのだと思います。

これは、条例等はございませんでしたけれども、屋外広告物の昔からあります「オーナーさんのための安全とガイドブック」を以前もこの審議会でご紹介させていただいたかと思いますが、それを事業者の方とかに改めてこの条例改正と合わせて案内して、安全管理について啓発していきたいと感じました。

●（橋本委員）

今おっしゃったオーナーさんに対するガイドブックとかを、お店を新たに借りてやろうとしている人のところに、その人はオーナーじゃないんですけど、持って行くの良いんじゃないかなと思います。

●（まちづくり推進部参事）

そうですね。ありがとうございます。

概要版の方でお店の方というのが表示者になります。

そういった方も条例では対象になってくる訳なのですが、そこにどのようにPRをしていくか、そこが課題であって、たてつけとしてはそういう意識を持って、条例化をしまいきますので、今後の周知PRにかかってくるのではと考えます。

あと3点あったかと思いますが、一番最初に再確認をしておきたいのですが、先ほどから私どもが努力義務だとか、義務だとか、そういったお話をしておりましたが、そこのおさらいをしたいと思います。この概要版の左のところをご覧くださいまして、まず、その全ての広告物について先ほど資料の説明書の、2-A（説明書のP1）の考え方なのですが、これの一番下のはり紙、はり札、これを除きまして、全ての広告物については、管理の義務が発生しております。

そして点検の義務につきましても、点検をする方が資格者か、そうじゃないかというところがございますので、今回の条例では、全ての屋外広告物に点検の義務付けがされるというものでございます。

その点検を行う方が、資格を持てるかどうかということになりますので、そういったご案内をこれからしていくということになります。

ご質問の中で距離の話、これは道路から奥まったところということで、私は受け取りましたけれども、その辺につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

また、説明書の4ページの様式につきましても、程度などの評価につきましても、少し研究してまいりたいと思います。

また、既存住宅の耐震ですとかそのプロセス、補強の方法だとか、そういったこと

もありますよとご教示をいただきました。ありがとうございました。

確か、オーナーさんのところに明示はされていたと思いますが、それも含めて再度確認し、次回の審議会までに調整してまいりたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

●（野中会長）

ありがとうございました。

今回の管理義務に所有者と占有者が加わるということですので、その管理義務ということは裏腹に行けば何か言葉を聞いたときには責任を負うということの立場が明確になったのかなど。明確にするということが、背景にあるというふうに思います。

あと今、橋本委員からのご説明があった、4mっていう高さの基準がどこからってことですよね。

頭上ということであれば2mでも上は上なんですけれども、その辺りも補足というか、検討いただければと思います。他どうでしょうか、ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

●（野中会長）

横内委員をお願いいたします。

●（横内委員）

説明書の2ページ上のところで、先ほどから、説明書で話題になってます有資格者による点検義務化の比較表なんですけど、さいたま市を含めた3市がすべて○、埼玉県はBとDに関しては×になっている、三郷市においては、△になっている、県の規定よりかはある意味厳しくなっている、その辺のところで県と違う設定をした、考えがあるのであれば、伺いたい。もう、一つは、A・B・C・Dの四つの対象のうち、義務化されるAの広告物というのはざっくりと何パーセントとか何分の一とかあるのであれば、イメージとして掴みたいと思います。なければ、結構です。その2点です。

●（野中会長）

ありがとうございます。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

県や他市との比較につきましては、ご質問の通りになっています。さいたま市とか越谷市については全てが○で義務化としているわけなんですけれども、埼玉県と他

市との中間のような形をとってるのが三郷市ということになります。

県との違いで申し上げますと、BとDについてですが、4mより低いものについても適用外ということではなくてしっかり範囲に入れていこうと、まずそこに軸足があります。そうしたときに、「どこまで厳しくすればいいのか」という次の判断になる訳なんですけど、そこにつきましては、他のさいたま市、越谷市、戸田市については全て義務化としている訳ですけど、説明の中で申し上げました通り、負担を急に高めても、かえって点検の実施に向けてのハードルが上がってしまうのではないかと考え、より点検にスムーズに入っていただくために、努力義務化としております。有資格者による点検が「必要ない」ということではなくて、「努力してやっていきましょう」と、そんなスタンスをとったというところがございます。

また、Aの全体の屋外広告物に対する割合ということですが、申し訳ありません。把握をしておりません。

●（野中会長）

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは2-A、今後の安全管理の強化については、ここまでとさせていただきます。

続いての2-B、屋外広告物規制の運用の弾力化について、デジタルサイネージの例がありましたけれども、この件について、委員の方々からご意見、ご質問などありましたら賜りたいと思います。如何でしょうか。

田邊副会長、お願いいたします。

●（田邊副会長 リモートによる発言）

オンラインで失礼いたします。田邊と申します。よろしくお願いいたします。

今回、公益関係の広告物について新たに取り組んで行くということで、実体として公益に資するものであれば、何でも良いというような状態になってしまっていると思います。

また、本来は掲出できない場所に特例を与えて、掲出できるようにするという制度ですので、広告物の内容について何でも良いということではなくて、地域にとって便利なものとか有益なものになるような誘導をしてみてもどうかと思うんです。

以上です。

●（野中会長）

ありがとうございます。これについて事務局の方からお願いいたします。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

ご質問について確認の意味を含めて私の方で、整理をさせていただきたいと思
います。

まず1点目ですが掲出される広告物の内容について、どんな内容のものが表示さ
れるのか、それについて本来広告を出すべきでないと思えないところに出すのだっ
たら内容もしっかり審査してみてもどうかというものが、1点目だったと思います。

また、2点目につきましては、その広告の内容が、地域にとって便利なものとか有
益なものになるような誘導してみてもどうかという、その2点だったと思いますが、
田邊副会長よろしいでしょうか。

●（田邊副会長 リモートによる発言）

大丈夫です。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

まず1点目につきましては、私どもの方で広告の内容については、審査するステッ
プを用意したいと考えております。

色々な関係課がございますので、今後、庁内の調整をして、適切な対応をしてまい
りたいと考えております。

2点目につきましては実際どんな広告物が出るかというのは、今後の話になって
まいりますけれども、良いものになるように先ほどの広告の内容審査と併せまして
調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

●（野中会長）

田邊副会長よろしいでしょうか。

●（田邊副会長 リモートによる発言）

ありがとうございました。

実際には、屋外広告の代理店さんとかが業者さんと契約をして、媒体や、その運用
をやり始めると思うんですけど、広告業者側でもしっかりと自主的なガイドラ
インを持っている業者さんも多く出てきておりますので、選定などもしっかりとさ
れるとよろしいと思います。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

●（野中会長）

他に委員の方々からご意見などありませんか、ご質問でも構いませんが。

すみません。それでは私から質問させていただきます。社会実験とある三郷市内の3か所のものは、東電のものですか。デジタルサイネージが設置されている物自体は何なのでしょう。

●（まちづくり推進部参事）

説明書の5ページをご覧いただきたいと思います。真ん中の写真になります。共同プロジェクトと書いてありまして、その上に小さく三郷市とアークスとあります。これは社会実験による協定先の企業名となりまして、私共の広報部門になるのですが、市として情報発信をしていきたいということで、社会実験が始まったところがございます。

そのため、東電のものということではなくて、この協定の相手方と市の方で連携して新たに設置したものとなります。

以上です。

●（野中会長）

ありがとうございました。

私が大宮駅前で見たのはいわゆる電線地中化に伴う東電の地上機が路上にあって、その上にデジタルサイネージが置かれているというのは見たんですけども。

それとは違うんですね。

公益性という観点からどういう意味合いで置かれていて、その広告料で何をまかなうのか。どのような仕組みになっているのかということが分かりづらかったなと感じたのですが。

●（まちづくり推進部参事）

こちらにつきましてはアークスという民間の企業名ですけれども、特に広告物というか、一般企業の広告は流しておりません。

今は、市に関するアンケートを行っています。

今後の実験の発展形といたしましては、例えばバスの時刻ですとか、バスのルートですとかその辺を案内できたらと考えています。そうしたときに、維持管理費がかかってくると思いますので、一般企業の広告を載せて、その収入を維持管理費に充てていこうという仕組みが考えられるため、その準備として条例改正をして対応していこうという流れでございます。

●（野中会長）

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。ご意見、ありませんか。

すいません。では私から質問させていただきます。

ちょっと気になったのですが、バス停上屋は結構他市の例ですと、今取り入れていて、特にバス事業者が設置する訳ではなくて、広告事業者が目をつけて、バス事業者にかわって設置をして、そのランニングコストを広告料収入で賄うというような形で置かれているケースもあります。そのときにその上屋広告が何枚も出されるとまずいので、ある一定程度の枚数とか面積とかを制限をした上で認めると、バスの利用者からするとすごく良くて、従来であればベンチとか椅子とか錆びて座れないようなところに、こういう屋根付きのものが出来て、あるいは夜間の照明がついたりしたり、バーッと防犯カメラがついていたりとかして、夜間の利用者の利便性も高まると、そういうふうな相乗効果が図られている。

今、国交省としても道路占用許可を緩和して認めていく方向だと思うんですけども。

今回のこの弾力化はその広告を出すこと自体の弾力化なのですけれども、一方で上屋そのものを規定みたいなものも併せて検討されているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

●（まちづくり推進部参事）

今回は広告の部分だけでございます。

私たち都市デザイン課では、公共交通も担当しておりますので、今後、事務の参考にさせていただきます。

●（野中会長）

ありがとうございました。

よろしいですか。

それではこの議案第1号につきまして三郷市屋外広告物条例の一部改正につきましては、今回は意見聴取ということですので、本日、皆様方から、貴重なご意見をいただきましたので、そのご意見を踏まえて引き続き事務局の方で案を検討していただき、条例改正の手続き作業手続きを進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは次に進みます。次第の4（2）報告事項①「景観計画に基づく届出の状況について」事務局からご説明いただきたいと思います。

●（都市デザイン課専門員）

[報告事項①について、資料に基づき説明する。]

●（野中会長）

ありがとうございます。

この件につきまして委員の方々からご質問、ご意見など、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（質問無し）

ご質問無しとなります。

ありがとうございました。

それでは本日の議題は全て終了いたしました。

傍聴者の方につきましては、静粛な傍聴にご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。

事務局の方で作業を行いますので、今しばらくお待ちください。

それでは私の方で行います議事進行の案件は全て終了いたしましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

●（都市デザイン課長補佐）

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

最後となりますが、当審議会の副会長の田邊様より閉会のご挨拶をお願ひしたいと存じます。

●（田邊副会長）

[副会長挨拶]

●（都市デザイン課長補佐）

田邊副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第2回三郷市景観審議会を閉会とさせていただきます。